

産業用大麻栽培 規制緩和へ 建材や衣料品向け 法改正準備

産業用大麻を巡る国内、道内の動き

2006年	北見市の香遊生活が産業用大麻の栽培開始。19年まで
08年	道が北見市の「産業用大麻栽培特区」を認定
13年	道が有識者らによる「産業用大麻可能性検討会」を設置
16年	鳥取県で栽培者免許を持つ大麻取締法違反容疑で逮捕された
21年	厚生労働省の有識者検討会が、大麻について医療ニーズへの対応や使用罪の創設などを提言
22年	厚労省の審議会小委員会が大麻取締法などの改正に向けた方向性を示した
23年1月	厚労省の審議会部会が、小委員会がとりまとめた大麻取締法などの改正に向けた方向性を承認



北見市の香遊生活の畑で栽培されているヘンプ=2018年(同社提供)

厚生労働省は、麻薬成分が少なく、建材や衣料品などに幅広く活用できる産業用大麻(ヘンプ)栽培の規制を緩和する方針を固めた。23日召集の通常国会で罰則強化も盛り込んだ大麻取締法改正案の提出を目指す。道内の複数の農家や法人が法改正後に栽培に乗り出す考えで、関係者は道内で大規模栽培が実現すれば、大きな経済効果が見込めるとして期待する。

(本郷由美子)

道内 大規模生産に期待

「長年、規制緩和を求めてきただけに國の方針はありがたい。栽培を通じて耕作放棄地などの問題が解決でき、地域振興につながる」。北見市の農業法人「香遊生活」の舟山亮真社長はこう話す。ヘンプ栽培を再開させる考えを示した。同社は2006~19年に栽培したが、道は収穫した種を自社の畠にまくことを認めおらず、他地域からの種の入手も難しいとして20年

以降、栽培者免許の更新を断念していた。現行の大麻取締法による栽培した大麻草の採取は成熟した茎から得られる纖維と種子に限り、花や葉は原則利用できない。違法な所持などに対する罰則はあるものの、使用的範囲はない。各都道府県は司法に基づき、栽培・研究の免許審査基準などを定めており、道は幻覚などをもたらす成分「テトラヒドロカン

ナビノール」(THC)の含有量が少ないヘンプのみ認めているが、種の利用や栽培地などを規制している。

大麻草は日本では古くから神事や衣料に使われ、ピラミッド時代には全世界で約3万7千人が栽培していた。だが、安価な海外産纖維や化学纖維の普及に伴い生産者が減少。また、16年に栽培免許の所持者が大麻を不正に所持した疑い

で逮捕された事件を受け、厚労省が都道府県に免許審査の厳格化を通知し、新規の取得が難しくなった。21年末に栽培者免許を受けたのは27人。道内では14~16年に上川管内東川町で研究栽培も行われたが、その後は香遊生活だけとなつた。

一方、欧米や中国では近年、ヘンプ栽培が急速に拡大。住宅用断熱材や自動車の内装材、バイオプラスチックなどさまざまな製品に活用されている。日本では成分を含むんかん治療薬も、各国で使われている。認められていない大麻由来成分を含むんかん治療薬も、各国で使われている。

審議会部会で承認された。規制緩和の動きに対し、「北海道ヘンプ協会」の菊地治代代表理事は「海外では大規模栽培が主流で、広い北海道は適地。道内でも万円に作付けした場合、建物や衣料品、食品製造などで約1兆8千億円の経済効果が期待できる」と歓迎する。同協会の約10個人・法人が参入する意向という。

国の方針で減産が見込まれるテンサイに代わる輸作

用の作物として注目する農家も。オホーツク管内遠軽町の農業前島英樹さん(55)

は「来年以降、テンサイの生産量は減りそう。将来は採算が合うならヘンプも検討したい」と話す。

産業用大麻(ヘンプ) 大麻草のうち、陶酔性の薬理成分である「テトラヒドロカンナビノール(THC)」の含有率が低い品種。欧米ではTHCが0.2%~3%以下の大麻草をヘンプと定義し、栽培を認めており、栽培または研究を行う大麻取扱者になるには都道府県知事の許可が必要。

厚労省は21年、こうした動向を踏まえ、栽培の規制緩和と罰則強化の両面で同法改正に向けた議論に着手。審議会小委員会が22年9月にまとめた法改正の方針では①大麻草の部位による規制から成分に基づく規制に変更②THC含有量が少ない品種は栽培しやすい環境を整備③栽培目的に新たな産業用途を追加―など明記。大麻使用罪の創設も盛り込み、今月12日の

大阪市の織維専門商社、スタイルム瀧定大阪は将来の生産拡大を見越し、ヘンプで紙皿を開発中。同社の担当者は「ヘンプは無農薬で育ち水の使用量も少なく、環境に配慮した素材。北海道で生産が広がれば、さまざまな事業に挑戦したい」と意気込む。大麻の成分「カンナビジオール」は幻覚作用がないリラックス効果が期待されるとして、サブリメントの開発も有望視される。

国民理解が課題

ただ、生産拡大が麻薬としての使用につながる懼れを指摘する声も。厚労省の小委員会では、野生大麻との交雑による特性の変化を懸念する意見があつた。道の検討会が19年にまとめた報告書では、道がヘンプ栽培を支援する場合は「道民の感情に配慮した取り組みが必要」と記した。

道の検討会で座長を務めた松井博和・北大名誉教授は「設備投資などの課題もあるが、ヘンプの栽培拡大は世界的な風潮。免許取得のルールを簡素化して栽培を推進する一方、監視も強め、国民の理解を得る必要がある」と指摘する。

「1.8兆円の効果」

大阪市の織維専門商社、スタイルム瀧定大阪は将来